

Title	「本国」から「祖国」へ：戦後フランスのインドシナ復帰と在仏ベトナム人労働者の送還問題
Sub Title	To mother country from metropole : return of France to Indochina in the post-World War II period and repatriation issue of Vietnamese workers
Author	難波, ちづる(Nanba, Chizuru)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2015
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.108, No.2 (2015. 7) ,p.353(83)- 378(108)
JaLC DOI	10.14991/001.20150701-0083
Abstract	第二次世界大戦の勃発を前にして、フランスは約2万人の労働者をインドシナから徴用した。戦後、彼らを祖国に戻すことがフランス新政府にとって喫緊の課題となるが、インドシナ戦争の勃発により、送還事業はさまざまな困難に直面することとなった。本国が遂行する戦争に植民地住民を動員するという、いわば帝国の「結束」を強化する政策の清算に、戦後フランスは多大な労力を払うこととなり、植民地再支配の試みへの足枷となったのである。 When World War II broke out, approximately 20,000 Vietnamese were sent to France as workers. After the war, repatriating these workers involved many difficulties for various reasons, including the outbreak and escalation of the Indochina War. Mobilization of local citizens in a colony was a policy employed by the Meropole to strengthen the unity of the empire. After the war, however, France had to put in a lot of effort to settle the debt created by this policy. These workers, who were mobilized to aid the parent country during the war, ended up endangering the re-establishment of the French colonial rule.
Notes	故岡田泰男名誉教授追悼特集：経済学部における歴史研究：日本, アジア, そしてアメリカ
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20150701-0083

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「本国」から「祖国」へ

——戦後フランスのインドシナ復帰と在仏ベトナム人労働者の送還問題——

難波ちづる*

To Mother Country from Metropole:

Return of France to Indochina in the post-World War II period and
Repatriation issue of Vietnamese workers

Chizuru Namba*

Abstract: When World War II broke out, approximately 20,000 Vietnamese were sent to France as workers. After the war, repatriating these workers involved many difficulties for various reasons, including the outbreak and escalation of the Indochina War. Mobilization of local citizens in a colony was a policy employed by the Meropole to strengthen the unity of the empire. After the war, however, France had to put in a lot of effort to settle the debt created by this policy. These workers, who were mobilized to aid the parent country during the war, ended up endangering the re-establishment of the French colonial rule.

はじめに

第二次世界大戦の開戦を目前にして、フランス植民地省は、植民地から 50 万人を労働力として動員する計画を発表し、そのなかで、インドシナからは約 9 万人の徴用が予定されていた。第一次世界大戦においては、インドシナから約 5 万人の労働者が本国に送られていたが、このときの経験か

本研究にあたって、JSPS 科研費 23241082、25243007 及び 23242033 の助成を受けた。

* 慶應義塾大学経済学部

Faculty of Economics, Keio University

ら、ベトナム人はカビル人とならんでその高い適応性が評価されていた⁽¹⁾。また、前大戦において主要な人的供給源であったアルジェリアにおいて、本国への労働者の徴用が現地経済に支障をきたすことを懸念したヨーロッパ人入植者による反対にあったこともあり、この大戦ではインドシナの重要性が高まることとなった⁽²⁾。

1939年10月から翌年5月までの間に約2万人が労働者としてインドシナから順次フランスへ移送され、フランス各地で火薬工場や兵器工場などに配置された⁽³⁾。しかし、1940年6月にフランスはドイツに敗北を喫し、休戦協定が締結され、戦時産業に従事していた労働者たちは「失業状態」になった。彼らの一部は祖国に戻されたが⁽⁴⁾、戦争の拡大による海上交通の遮断によって大半はフランスに残ることを余儀なくされた。多くの費用と時間をかけて運ばれた「原住民」(indigène)たちは、貴重な労働力であると同時に潜在的な危険分子でもあり、フランス当局は、彼らを管理しつつ「活用」する道を探ることになる。主にフランス南部・南西部に収容された彼らの一部は林業や農業、工場労働などに従事せられることとなった。

1944年夏以降、連合軍によってフランスが解放され、ドゴール率いる新政権が誕生する。一方、インドシナでは、日本の敗戦によって日本軍による占領が終結し、1945年9月にはホーチミン率いるベトナム民主共和国が成立する。1945年3月の日本軍による仏印処理によって、インドシナにおける宗主権を喪失していたフランスは、ベトナムの独立を阻み、植民地支配を再度確立しようと試みるが、フランスの復帰に抵抗するベトミン(ベトナム独立同盟会)との間の緊張は高まり、1946年末にはインドシナ戦争が勃発する。このような状況のなか、もはやフランスにとどまる理由のないベトナム人労働者をすみやかに祖国に送還することがフランス新政府にとって喫緊の課題となる⁽⁵⁾。

第二次世界大戦期の在仏ベトナム人労働者に関してはすでにいくつかの先行研究や回想録がある⁽⁶⁾。これらの研究によって、その動員規模や、フランス国内での彼らの労働・生活状況などが明らかにされてきた。本稿は、7年以上に及ぶフランス本国での生活を経た後、彼らが祖国に送還される過

(1) Jacques Frémeaux, *Les colonies dans la Grande Guerre. Combats et épreuves des peuples d'outre-mer*, 14-18 Éditions, 2006, p.75.

(2) Pierre Daum, *Immigrés de force. Les travailleurs indochinois en France (1932-1952)*, Paris, Éditions Solin, 2009, p.32.

(3) 6,900人がトンキン(北部ベトナム)、10,650人がアンナン(中部ベトナム)、1,800人がコーチシナ(南部ベトナム)出身であった。また、労働者のほかに、約7,000人のベトナム人が兵士として送られた。Liêm-Khê Tran-Nu, “Les travailleurs indochinois en France de 1939 à 1948”, *Mémoire de maîtrise*, Université Paris X-Nanterre, 1988, p.3, pp.36-37.

(4) 1941年1月から7月にかけて、4,434人がインドシナに戻された。Pierre Angeli, “Les travailleurs indochinois en France pendant la seconde guerre mondiale”, *Thèse de doctorat*, Université de Paris, Faculté de droit, 1946, p.38.

(5) フランス当局は「インドシナ人労働者」(travailleurs indochinois)として扱っており、実際には若干のコーチシナ在住カンボジア人も含まれていたが、ほとんどがベトナム出身者であったため、本稿では「ベトナム人」と表記する。

程に焦点を当てる。ベトナム人労働者にとって当然の権利であり、フランス政府にとって義務であるこの送還事業は、インドシナ戦争の勃発と激化、反植民地主義運動の台頭などによって、多くの困難を伴い、長期化することになった。本稿の課題は、終戦後、フランス政府が彼らをインドシナに送還するにあたってどのような状況に直面し、いかなる問題が生じたのか、また、それに対する本国と植民地それぞれのフランス当局の対応と労働者の反応がどのようなものであったかを考察し、送還事業の全貌を明らかにすることによって、フランスのインドシナ統治再開過程の一端を解き明かすことである。また、植民地から本国への労働者の戦時動員という問題を扱うことによって、帝国内の人の移動がもたらした意味を問うことにもなるであろう。植民地支配は、とりわけ2つの世界大戦によって、植民地住民の大規模な移動を伴うものであった。帝国の維持・強化のために展開されたこの事業が、しかしながら、植民地支配の矛盾を浮き彫りにし、支配を困難にしていく側面を明らかにしたい。

1 送還を待つ労働者

1 か月以上にわたる船旅を経てフランスに到着した労働者は、労働省管轄の植民地原住民労働者局 (Service de la main d'œuvre indigène : 以下 MOI) の管理下に置かれ、出身地別に 73 の隊 (Compagnie) に分けられ、フランス各地で火薬製造業などの軍需産業に従事することとなった。しかし、対独敗北によって「失業」状態となり、その後、主に南部・南西部のキャンプに収容され、土地整備、森林管理、稲作などの農業、製塩業、工場労働など多様な労働に従事することになった。ドイツ軍に雇用され、再び軍需産業に従事する者もいた。⁽⁷⁾ フランス解放後は、ヴィシー派の粛清などにより、MOI の組織は混乱の時期を経て、1945 年 6 月にインドシナ人労働者局 (Direction des⁽⁸⁾

(6) Angeli, “Les Travailleurs indochinois”, *op. cit.* ; Benjamin Stora, “Les travailleurs indochinois en France pendant la Seconde Guerre mondiale”, *Cahier du CERMTRI* 28, 1983 ; Le Huu Khoa, *Les Vietnamiens en France. Insertion et identité*, Paris, L'Harmattan, 1985, Chapitre1; Tran-Nu, “Les travailleurs indochinois”, *op. cit.* ; Le Huu Tho, *Itinéraire d'un petit mandarin*, Paris, L'Harmattan, 1997 ; Liêm-Khê Luguern, “Ni civil ni militaire: le travailleur indochinois inconnu de la Seconde Guerre mondiale”, *Le Mouvement social* 219–220, 2007 ; Daum, *Immigrés de force*, *op. cit.* ; Liêm-Khê Luguern, *Travailleurs indochinois requis, parcours 1939–1952*, Gaillac, 2011 ; Nguyen Van Thanh, *Saïgon-Marseille aller simple: un fils de mandarin dans les camps de travailleurs en France*, Bordeaux, Elytis, 2012.

(7) 労働状況に関しては、Angeli, “Les Travailleurs indochinois”, *op. cit.*, pp.39–62; Tran-Nu, “Les travailleurs indochinois”, *op. cit.*, pp.77–99 ; Daum, *Immigrés de force*, *op.cit.*, pp.87–101 を参照のこと。

(8) Archives départementales des Bouches-du-Rhone (ADBR), 148W188, Rapport d'ensemble sur les milieux indochinois, transmis du Commissaire, Chef de la 5^{ème} section au Commissaire principal, Chef du Service départemental des renseignements généraux, 23 novembre 1946.

Travailleurs Indochinois：以下 DTI) に再編され、植民地省の管轄下に移行した。

インドシナからフランスに移送された労働者約 2 万人のうち、1940 年の敗戦後にインドシナに送還されたり、労働者から兵士に地位が変更したり、在仏中に死亡したりした人数（インドシナを出発してから 1,061 人が死亡、21 人が事故、49 人が行方不明、7 人が自殺）を除くと、12,080 人が終戦時にフランスに滞在していた。⁽⁹⁾「フランス人労働者階級と長期間にわたって接触をし、とりわけ共産党の活発な政治プロパガンダにさらされ、ドイツによる占領、レジスタンス、フランス解放の目撃者」⁽¹⁰⁾である彼らは、インドシナ再支配を進めるフランス当局にとって、慎重にあつかわねばならない存在であった。

フランス解放以降、各地のベトナム人労働者収容キャンプでは、MOI もしくは DTI の統制力は次第に弱まり、労働者たちはキャンプでの生活条件の改善などの要求運動を活発化させていった。⁽¹¹⁾たとえばマルセイユのキャンプでは、食事で提供されるじゃがいもの質や献立に対して抗議がなされ、その結果、じゃがいもの購入先の変更と、労働者の献立に関する要望の取り入れなどの措置がとられた。⁽¹²⁾また、フランスのインドシナ再侵略に対して、一部の労働者たちは、戦前からフランスにいたベトナム人学生や知識人たちとともに、祖国の独立を求めて集会を開いたり、ハンストを実行したりしながら、反植民地主義運動を展開していった。⁽¹³⁾こうした抗議運動を組織化し主導していったのは、各隊で選ばれた、フランス語を話すことのできる「代表者」(Délégué) たちであった。彼らの公的な任務は、労働者と DTI の職員の間立ち、連絡や要求事項を伝えることであった。しかし実際には、キャンプにおいて活動に必要な資金を集めたり、当局に対する要求リストを作成したり、時には親仏派への粛清を行ったりしており、キャンプにおいて影響力を有し、労働者たちから「耳を傾けられ、恐れられ、従われていた」⁽¹⁴⁾。労働者のなかには、フランス人職員と親しく接触することによって、代表者や他の仲間から「親仏」とみなされることを恐れる者もいたようである。⁽¹⁵⁾

このように一部のキャンプでは、DTI による統制が次第に困難となり、労働者たちが職員の業務を阻んだり、時にはキャンプから締め出したりすることもあった。労働者たちとの軋轢を避けるため、DTI も介入を控えるようになり、あるキャンプでは、最高責任者であるフランス人指揮官は、⁽¹⁶⁾夜間にしか訪問をしなくなった。また、任務に嫌気がさしたフランス人職員が離職していくという

(9) Ibid.

(10) Archives nationales d'outre-mer (ANOM), HCI, CS2, Lettre du Commissaire de la République en Cochinchine au Haut-Commissaire de France pour l'Indochine (HCI), 16 février 1946.

(11) Daum, *Immigrés de force*, op.cit., pp.142–149.

(12) ADBR, 4W9489, Note d'information au Préfet de Vaucluse, 1er août 1949.

(13) Daum, *Immigrés de force*, op.cit., pp.151–162.

(14) ADBR, 4W9489, Note d'information, Région Sud-Est, Camp de Sorgues, 17 janvier 1948.

(15) ADBR, 4W9489, Note d'information, Région Sud-Est, Camp de Sorgues, 28 avril 1947.

事態も生じた。予算削減のために職員を補充することもできず、残っているのは、「無能、もしくはインドシナ人の言いなりになるか、黙認するしかできない者」だけであると、キャンプを視察したDTIの幹部は報告している⁽¹⁷⁾。前述したように、ベトナム人労働者の管理は、1946年6月に労働省から植民地省へと管轄が移行したが、移行以前にすでに、労働者への対応をめぐって、労働省の職員に対して、植民地問題の「エキスパート」である植民地省が懸念と不満を示していた⁽¹⁸⁾。

戦争が終結した以上、もはや労働者たちがフランスに留め置かれる理由はなかった。1945年8月の日本敗戦によってインドシナは日本の支配から解放されたが、その後、北部には中国軍、南部にはイギリス軍が駐留した。両国軍の撤退が決定し、フランスがインドシナへの本格的な復帰を開始するのは1946年4月以降であり、その後、ベトミンによる抵抗運動と、それに対するフランスの弾圧は激しさを増していった。インドシナの政情が急速に不安定となり、フランスからの軍隊派遣が優先されるなか、フランスに残された労働者たちの送還事業は停滞を余儀なくされた。

こうした状況を前にして、労働者たちは基本的に祖国への帰国を望んでいたが、終戦直後においては必ずしも即座の送還をフランス政府に要求していたわけではなかった。最初の大規模な送還は1946年7月に予定されていたが、これに対し一部の労働者たちは抵抗を示した。1946年7月からフランス国内で、ベトナムの独立をめぐる交渉が、ホーチミン政府代表団とフランス政府の間で行われることになったが、この会談に際し労働者たちは、大規模な在仏ベトナム人の存在が交渉や世論に与える影響力を考慮し、フランスで「まだなすべきことがある」として、フランス側にとって「都合のよい」送還に対して強く抗議したのである。こうして、予定されていた1,000人の労働者の送還は中止され、ベトナム人兵士の送還に変更された⁽¹⁹⁾。これ以降も、帰国後、同胞から「対仏協力者」とみなされることや、植民地当局によって抑圧的に管理されることへの懸念から、送還に対して躊躇する者もいた。1948年9月には、ソルグ（Sorgues）のキャンプから350人の送還が計画されたが、そのうち帰国を強く希望していたのは66人であり、多くが戦時下での「植民地」への送還に対して慎重な態度を示していた⁽²⁰⁾。

では、次第に現実的となった帰国を前にして、労働者たちはどのような心情でいたのだろうか。

(16) ANOM, HCI, CS3, Rapport de Goupy, Administrateur-adjoint des services civils de l'Indochine sur sa mission en France au sujet des travailleurs indochinois stationnés dans la métropole, 18 avril 1946.

(17) ANOM, HCI, CS3, Note du chargé du bureau politique de la DTI à l'attention de Mesmer.

(18) ANOM, INF1594, Lettre du Commissaire aux Colonies au Commissaire aux Affaires sociales, 21 août 1944.

(19) ADBR, 148W188, Rapport d'ensemble sur les milieux indochinois, transmis du Commissaire, Chef de la 5^{ème} section, au Commissaire principal, Chef du service départemental des renseignements généraux, 23 novembre 1946.

(20) ADBR, 4W9489, Lettre du Préfet de Vaucluse au Ministre de l'Intérieur, Direction générale de la Sureté nationale, 23 août 1948.

彼らが祖国の家族に宛てた手紙には、フランスとベトミンの戦闘が激化していくなか、敵国であり、かつ「安全な」フランスに滞在し続けていることに対する負い目、祖国の危機の際に家族や仲間と一緒にいられないことへの罪悪感などが表れている。「私はこの異国の地でとても元気にやっていますが、祖国の同胞に対して恥じています。なぜならあなたたちが侵略者たちに抵抗している間、われわれは敵を根絶するために武器をとることができず、ただ腕を組んでいるのですから。」⁽²¹⁾一方で、少数ではあるが、「労働者が自由で幸福であり、労働は統制され、十分に食べ、きちんとした格好をすることのできる」フランスに残りたいと考える者もいた。⁽²²⁾インドシナに送られた手紙が検閲を受けていることはおそらく労働者たちも知っており、書かれた内容を慎重に読み取る必要はあるにせよ、実際に、職や伴侶を得てフランス社会に適応した者のなかにはフランスに残ることを望む者もいた。⁽²³⁾

反仏傾向の強まる労働者たちを前にしてフランス当局は、彼らに対して効果的なプロパガンダを行う必要性を認識していた。インドシナにおいてベトミンが行っている破壊的活動や、同胞にも向けられた残虐行為を強調し、フランスによる「保護」の必要性を説かなくてはならないと考えていたが、当局による公的プロパガンダの限界も理解していた。労働者たちに対して最も効果的な手段は家族からの手紙であると考えられ、ベトナムにいる労働者の家族に対して手紙を送るように働きかけがなされた。「家族や友人がベトミンから受けた暴力、物質的損害、フランス軍による解放」や、フランスの復帰によってもたらされた「秩序や日常生活の回復」などについて書くように家族を仕向けるよう、本国から植民地当局に指示がなされた。文字が書けない者に対しては役人が代筆を行い、また、手紙は船便ではなく、無料で航空便によってフランスに郵送されることになった。⁽²⁴⁾

ベトナム人労働者を維持・管理するのは、財政面においてもフランスにとって大きな負担となりつつあった。彼らには、1日あたり1〜20フランの手当、祖国にいる家族への手当、失業中の者には失業手当10フラン、病人には疾病手当11フランなどが支払われていた。⁽²⁵⁾この額はフランスで生活するには全く不十分な額であり、また、既定の家族手当がきちんと支払われていないこともあった。⁽²⁶⁾いずれにせよ、食費や居住費なども含めて支出はかさみ、すべてをあわせると1年で8億フラ

(21) ANOM, HCI, CS3, Lettre saisie écrite par un Vietnamien, 30 septembre 1946.

(22) ANOM, HCI, CS3, Lettre saisie écrite par un Vietnamien, 10 juillet 1946.

(23) Do Vi と Nguyen Lien の証言。Luguern, *Les travailleurs indochinois requis*, op. cit., p.158, p.201. 最終的に約1,000人の労働者が、帰国せずにフランスに残った。Daum, *Immigrés de force*, op. cit., p.91.

(24) ANOM, HCI, CS4, Lettre du Commissaire de la République pour le Sud-Annam aux délégués en mission à Nhatrang, Phanrang, Phanthiet et aux résidents de France à Dalat, Djiring, Banmethuot, 20 avril 1946.

(25) ANOM, HCI, Conspol 166, Rapport de Goupy, Administrateur-adjoint des services civils de l'Indochine, sur sa mission en France au sujet des travailleurs indochinois stationnés dans la métropole, 18 avril 1946.

ンの支出が必要であり、海外領土省は、「このあまりに大きな負担は、フランス経済にとってなにも見返りがないにもかかわらず、フランスの納税者によって担われている」と述べている。⁽²⁷⁾

フランスとベトミンの緊張が高まるなか、労働者たちをインドシナ社会に戻すことで、現地においてさまざまな問題が引き起こされることが懸念されたが、財政負担を減らすためにも、また、彼らの反植民地主義運動がフランス社会に影響を与えるのを防ぐためにも、フランスにとどめておく⁽²⁸⁾よりはましであると考えられた。「植民地主義の犠牲者」として象徴的な彼らの存在に対するマスコミの関心が次第に強くなり、反植民地主義世論が広がることを当局は危惧していた。⁽²⁹⁾フランス議会の予算委員会もまた、財政負担を軽減するために、労働者全員をできるだけ早くインドシナに戻すことを主張した。⁽³⁰⁾終戦直後の厳しい生活状況のなか、ベトナム人労働者を「ただで」養っていることに対するフランス人住民の反発も懸念された。⁽³¹⁾何よりも、フランス滞在が長引くことにより、労働者やその家族の不満がさらに増大する危険があった。⁽³²⁾

2 フランスにおける労働者の「活用」

フランス政府内において、ベトナム人労働者の速やかな送還に関して合意が形成されていたとはいえ、フランスにとっての最優先事項は、インドシナ制圧のために軍を大量に輸送することにあっ⁽³³⁾た。大戦終結以降、戦艦、民間の商船・客船を問わず、可能な限りの船舶が動員された。1946年11月のインドシナ戦争勃発以降、輸送ペースがさらに加速するなかで、船舶不足と現地での戦闘の激化により、労働者の送還はスムーズには進まず、彼らはフランスでの待機を余儀なくされた。

フランス解放以降、大半の労働者は失業状態にあり、送還を待つ間「無為に」過ごしている彼らを「有効利用」するために、彼らの雇用を促進することが必要であると考えられた。終戦直後の労働者不足のなか、復員兵や捕虜が帰国するまで、彼らを少しでもフランス経済にとって活用することに意味がみいだされたのである。⁽³⁴⁾また、労働に従事しているときのほうが彼らの精神状態や態度が良好であると考えられ、時間をもてあまして政治運動に参加することを防ぐためでもあった。さ

(26) Daum, *Immigrés de force*, op.cit., pp.201–202.

(27) ANOM, HCI, CS8, Note du Conseiller aux Affaires sociales pour le HCI, 6 août 1947.

(28) ANOM, HCI, CS2, Note de Pignon pour l'Amiral d'Argenlieu, 20 octobre 1946.

(29) ANOM, INF1384, Télégramme officiel du Comité de l'Indochine au HCI, 9 mars 1946.

(30) ANOM, HCI, CS2, Lettre du Conseiller aux Affaires sociales au HCI, 20 février 1948.

(31) ANOM, HCI, CS3, Note du chargé du bureau politique de la DTI à l'attention de Mesmer.

(32) ANOM, HCL, CS2, Lettre du Conseiller aux Affaires sociales au HCI, 20 février 1948.

(33) Michel Bodin, *Les Combattants français face à la guerre d'Indochine 1945–1954*, Paris, L'Harmattan, 1998, pp.16–17.

(34) ANOM, INF1594, Lettre du Commissaire aux Affaires sociales au Commissaire aux Colonies, 5 août 1944.

らに、報告書のなかで、労働者自身が長引く失業状態にうんざりしていると認識されていたこともあった⁽³⁵⁾。ベトナム人の活用を主張していたのはとりわけ労働省であったが⁽³⁶⁾、労働者不足を補うために外国人の受け入れが政府によって検討されるなか、内務省もまた、国内にいるベトナム人を雇用しないことの矛盾を訴え、各県の知事に対して彼らの雇用促進を要請した⁽³⁷⁾。植民地省も、速やかな送還の必要性を強調しつつも、「国家的利益」の観点から、労働者を活用することに関して異議は唱えなかった⁽³⁸⁾。

しかしながら、1946年1月の時点で、何らかの形で雇用されている労働者は3,873人にとどまっていた⁽³⁹⁾。この理由としては、フランス経済がまだ回復していなかったこともあるが、インドシナを侵略するフランスが使用しうるあらゆる製品の生産に寄与してはならないという指示を、労働者たちが「代表者」から受けていたことがある⁽⁴⁰⁾。また、職を得るために、仲間と離れ生活の場を変えることを望まない者もいた⁽⁴¹⁾。

送還後のインドシナ産業への貢献という点を考慮して、職業訓練も実施された。植民地省と労働省が協力し、約30人の行政官が一部のキャンプで適性テストと健康診断を実施し、労働者を以下の7つのカテゴリーに分けた⁽⁴²⁾。①職業訓練には向かない者(4,660人)、②通常農業(148人)、③上級農業(148人)、④厳しい肉体労働を伴う産業もしくは手工業(536人)、⑤肉体労働をやや伴う産業もしくは手工業(1,804人)、⑥肉体労働を伴わない産業もしくは手工業(529人)、⑦知的職業での訓練に向いている者(311人)。

そして具体的に、「インドシナの経済的必要性を鑑みて」、機械工、農業、左官、電気工、大工、溶接工、鍛冶工などの訓練が行われることが決められた⁽⁴³⁾。フランス当局は労働者に向けて、「(インドシナの)鉄道や企業や農業は専門家を真に必要としている」と書かれたちらしを配布し、彼らの意欲をかきたてようとした⁽⁴⁴⁾。訓練期間は、職種によって3か月から6か月程度であり、政府は、国鉄、

(35) ANOM, HCI, CS3, Lettre de l'Inspecteur général des Colonies, Bagot, au Ministre de la France d'outre-mer, 22 mars 1946.

(36) ANOM, INF1594, Lettre du Commissaire aux Affaires sociales du Comité français de la Libération Nationale au Commissaire aux Colonies, 5 août 1944.

(37) ADBR, 148W188, Lettre du Ministre de l'Intérieur au Préfet de Bouche du Rhône, 28 juin 1947.

(38) ANOM, INF1594, Lettre du Commissaire aux Colonies au Commissaire aux Affaires sociales, 21 août 1944.

(39) ANOM, HCI, CS3, Lettre de l'Inspecteur général des Colonies, Bagot, au Ministre de la France d'outre-mer, 22 mars 1946.

(40) ANOM, HCI, CS3, Rapport de Goupy, 18 avril 1946.

(41) Angeli, "Les Travailleurs indochinois", *op.cit.*, p.140.

(42) ANOM, INF1267, Formation professionnelle des travailleurs indochinois, sans date.

(43) ANOM, HCI, CS5, Lettre de l'Inspecteur du travail du Commissariat de la République en Cochinchine au Directeur de l'Administration générale et de l'Action sociale, 21 mai 1946.

農業組合、その他の産業界に職業訓練の実施に対する協力を要請した。しかし、1946年8月までに1,676人が職業訓練を終えたにすぎず、実際に訓練を受けたのは予定の半数以下であった。⁽⁴⁵⁾帰国後の自らの生活を考えて訓練を希望する労働者はある程度存在し、⁽⁴⁶⁾また、訓練において「フランス人よりもずっと優れた」成果を出す者もいたにせよ、⁽⁴⁷⁾終戦後まもない時期において、職業訓練を行うことのできる場も人材も限られていた。⁽⁴⁸⁾

政府は、多くの労働者が収容されている自治体や企業に、彼らの雇用や職業訓練の提供を促した。ヴォクリューズ県（Vaucluse）は、県内に抱えるベトナム人労働者の「無為」が引き起こす「深刻な不都合」を懸念し、企業に働きかけ、1946年末までに約200名を缶詰工場、包装材製造工場や製紙工場などに配置した。⁽⁴⁹⁾しかし、これらの工場は季節によって生産を縮小するために恒常的に雇用することはできなかった。また、県の労働査察官は、ベトナム人労働者は重労働には向いていないため、「労働市場の状況を考えると、これらの労働力を十分に配置することは困難であろう」と報告している。⁽⁵⁰⁾水路の浚渫作業に彼らを雇用することも検討されたが、重労働であるこうした作業には適していないと判断され、また、数年前に同様の労働に従事させた際の効率があまりよくなかった経験から、特に安く雇用できないのならばメリットはないと判断された。⁽⁵¹⁾

重労働もしくは熟練労働を求める企業の要求を満たす人材が少なかったこと、そして「気まぐれ」だとみなされたベトナム人労働者の評判が、企業に大規模な雇用を躊躇させていた。⁽⁵²⁾イゼール県（Isère）知事は、「労働に対する熱意がほとんどなく、特別な条件の下で雇用しなくてはならない」労働者たちを抱えることにほとんど利益はない、と述べている。⁽⁵³⁾このように、前大戦時に労働力としてフランスに「貢献」したベトナム人を、30年近い時を経て再び「活用」しようとする試みは、フラ

(44) ANOM, HCI, CS5, Lettre du Directeur de l'Administration générale et de l'Action sociale au Chef du Cabinet, HCI, 31 août 1946.

(45) ANOM, HCI, CS5, Lettre du Commissaire fédéral aux Affaires économiques aux présidents des syndicats industriels Nord et Sud, 3 mai 1946.

(46) ANOM, HCI, CS3, Rapport de Goupy, 18 avril 1946.

(47) ANOM, INF2709, Lettre du Résident supérieur Henry Wintrebert au Ministre des Colonies, 12 décembre 1945.

(48) Angeli, “Les Travailleurs indochinois”, *op. cit.*, p.140.

(49) ADBR, 4W9489, Lettre du Préfet de Vaucluse à l'inspecteur départemental du Travail, 9 décembre 1946.

(50) ADBR, 4W9489, Lettre du Directeur départemental du travail et de la main-d'œuvre au Préfet de Vaucluse, 13 décembre 1946.

(51) ADBR, 4W9489, Lettre de l'ingénieur en chef du génie rural au Préfet de Vaucluse, 12 décembre 1946.

(52) ANOM, HCI, Conspol 166, Rapport de Goupy, Administrateur-adjoint des services civils de l'Indochine, 18 avril 1946.

(53) ANOM, INF980, Lettre du Préfet du Département de l'Isère au Ministre des Colonies, 28 novembre 1946.

ンスおよびインドシナにおいて急変する政治・社会情勢によってもはや成功したとはいえなかった。

3 長引く送還

ベトナム人労働者の送還をめぐる、本国政府と植民地当局の間には温度差があった。船舶不足という問題があるにせよ、フランス国家予算にとって負担となり、国内・国際世論にも影響を与えかねず、キャンプでの管理が困難となりつつある彼らをすみやかに送還したいフランス政府に対し、植民地当局は、戦時下での労働者の帰国がもたらす影響を強く懸念していた。インドシナのフランス行政統括組織であるインドシナ高等弁務官庁（Haut-Commissariat de France pour l'Indochine : 以下 HCI）の社会問題参事官（Conseiller aux Affaires sociales）は、「ベトミン支配地区出身者はフランスにとどめておかななくてはならない。インドシナに彼らに送ることには何の利益もない。インドシナでは彼らを、どのくらいになるかわからない期間、サンジャック岬の基地（後述）にとどめておかなければならなくなるだろう。これらの労働者は、本国の利益のためだけに動員されたのである」と述べている⁽⁵⁴⁾。このような懸念は、トンキンやアナンのフランス共和国弁務官をはじめとする現地の行政官からも表明されていた。

しかしながら、彼らの祖国への送還は、フランスに残された重要な戦後処理の1つであり、その実施に向けて準備が進められた。送還準備のために、ベトナム語が巧みなフランス人と、戦前に労働者の動員に関わったベトナム人数人からなる使節団がインドシナからフランスに送られた。わざわざインドシナから人材が派遣されたのは、DTI（もしくは MOI）の職員たちに対する労働者たちの反感を考慮し、彼らを「迎えにきた」のはインドシナ連邦であるということを強調するためであった⁽⁵⁵⁾。彼らの役割の1つは、「控え目だが巧みなプロパガンダによって」、インドシナ到着までに労働者の反仏感情をできるだけ和らげ、「危険な」労働者をそうでない者から分離し、送還を円滑に行うことであった⁽⁵⁶⁾。

当初想定されていた送還ペースは月に600～700人で、各航海の間隔は20日以上が望ましいとされ⁽⁵⁷⁾ていた。1946年には5,000人の送還が予定されていたが⁽⁵⁸⁾、実際には1,000人程度しか実現しなかつ

(54) ANOM, HCI, CS8, Note du Conseiller aux Affaires sociales pour le HCI, 6 août 1947.

(55) ANOM, HCI, CS3, Rapport de Goupy, Administrateur-adjoint des services civils de l'Indochine sur sa mission en France au sujet des travailleurs indochinois stationnés dans la métropole, 18 avril 1946.

(56) ANOM, HCI, CS5, Compte rendu de la réunion du 22 juillet 1946 sur la coordination des mesures à prendre en vue des prochains rapatriements d'ONS et de tirailleurs indochinois.

(57) ANOM, HCI, CS25, Lettre du Lt-Colonel Debarge au Ministre de la France d'outre-mer (Chef du service des travailleurs indochinois), 16 janvier 1950.

(58) ANOM, HCI, CS8, Note de Guireiec, Conseiller aux Affaires sociales, pour le HCI, 6 août 1947.

表 1 送還労働者の出発・到着日と人数

フランス 出発	インドシナ 到着	船舶名	コーチ シナ出 身者	南部ア ンナン 出身者	アンナ ン出身 者	中部ア ンナン 出身者	北部ア ンナン 出身者	トンキ ン出身 者	カンボ ジア出 身者	合 計
1946.3.23	1946.3.23	MARECHAL JOFFRE							50	56*
1946.5.25	1946.7.14	CAP SAINT JACQUES	5				12	1		18
1946.8.2	1946.11.13	CHANTILLY	26	68			74	34		202
1946.9.14	1946.9.30	PASTEUR	13	30			57			100
1946.11.5	1946.11.29	MARECHAL JOFFRE	21	24			54	34		133
1946.11.26	1946.12.23	FELIX ROUSSEL	13	214			48			275
1946.12.17	1947.1.12	CHAMPOLLION	16				252	36	2	307
1947.5.6	1947.5.31	MARECHAL JOFFRE							1	1
1947.6.3	1947.6.27	ATHOS II							1	1
1947.8.21	1947.9.12	FELIX ROUSSEL							1	1
1948.2.24	1948.3.27	CALAIS	33	31		68	53	45		230
1948.3.25	1948.4.21	FELIX ROUSSEL	1						2	3
1948.4.13	1948.5.14	CHANTILLY	33	5		54	48	62		202
1948.5.5	1948.6.4	MARECHAL JOFFRE				1				1
1948.7.25	1948.8.24	SAINT NAZAIRE	80	45	295			92		512
1948.7.27	1948.8.22	CHAMPOLLION	1			2				3
1948.8.28	1948.9.27	CHANTILLY	7	7	59			19		92
1948.9.8	1948.10.10	VEGORS	101	25	479			70		675
1948.10.3	1948.11.4	OYONNAX	38	9	315			181		543
1948.10.22	1948.11.22	SAINTE MERE EGLISE	23	23	392			104		542
1948.10.23	1948.11.10	PASTEUR	8		2					10
1948.12.16	1949.1.17	CALAIS	47	51	325			81		504
1949.1.22	1949.2.24	CHANTILLY	6	3	38			17		64
1949.2.26	1949.3.30	COURSEILLES	41	125	323			155		644
1949.3.19	1949.4.11	CHAMPOLLION			1					1
1949.3.21	1949.4.22	YANG-TSE	30	22	482			65		599
1949.5.18	1949.6.19	CHANTILLY	2	6	48			13		69
1949.9.12	1949.10.12	CHANTILLY	6	6	48			19		79
1949.10.29	1949.12.1	BEAUVAIS	47	43	354			104		548
1949.11.28	1949.12.24	ANDRE LEBON	16	22	251			81		370
1949.12.6	1950.1.3	MARECHAL JOFFRE	17	19	451			123		610
1950.1.6	1950.2.8	YANG-TSE	35	111	147			308		601
1950.1.12	1950.2.14	CHANTILLY	3	3	22			12		40
1950.1.14	1950.2.20	LYON	29	29	419			155		632
1950.3.4	1950.3.30	ANDRE LEBON						1		1
1950.3.4	1950.4.8	SONT-TAY	21	56	380			123		581
1950.4.22	1950.5.25	CHANTILLY	1	4	21			5		30
1950.5.5	1950.5.23	MARSEILLAISE			1					1
1950.5.9	1950.6.3	ATHOS II	40	23	506			136		705
1950.5.24	1950.6.25	CAP SAINT JACQUES	19	54	242			93		408
1950.7.5	1950.7.28	CHAMPOLLION	14	2	50			36		102
1950.8.11	1950.9.9	CHANTILLY	1		3			4		8
										10,504

注 1：ANOM, HCI, CS24, Situation numérique par navire des travailleurs indochinois voyageant en convoi maritime pour être déréquisitionnés en Indochine より作成。

1948 年 3 月まで、ベトナム全土は 14 の区 (zone, khu) があり、アンナン地方は南部、中部、北部の 3 つに分けられていた。それ以降は 6 つに分けられ (interzone, lien khu)、アンナンは南部と北部の 2 つに区分された (Daloz, *La guerre d'Indochine*, op.cit., p.139)。この表での「アンナン出身者」とは、1948 年 3 月以降の区分の「北部アンナン」出身者を意味する。

注 2：*このうち、6 人の出身地は不明。

た。インドシナ戦争勃発後、ベトミン勢力下に置かれたトンキンとアンナンの主要都市を、フランスは大量の兵力を投じて約3か月のうちに制圧したが⁽⁵⁹⁾、戦闘の激化と船舶不足のため、1947年にはほんのわずかの人数が送還されたにすぎず、本格的な実施は1948年初頭を待たねばならなかった。

送還は基本的に隊ごとに行われ、病人が優先され、順番は以下のように決められた。①コーチシナ及びフランス支配下にあるアンナン、トンキン出身者、②フランスの支配地区以外のアンナンとトンキンの出身者で、反仏的ではない者、③明らかに反仏的態度を示している者⁽⁶⁰⁾。前述したように、植民地当局側はベトミン支配地区出身者の送還を引き延ばすことを望んでいたが、フランス当局内には、フランスの「直轄地」であるコーチシナ出身者をトンキンやアンナン出身者から引き離すために、コーチシナ人の送還をできるだけ先延ばしにしたほうがよいという意見もあった⁽⁶¹⁾。労働者の大半を占めるのはコーチシナ以外の出身者であり、また、後述するように、ベトミン支配地区とフランス支配地区は状況によって刻々と変化したために、この送還順序はあくまで原則にすぎなかった。実際には、送還は計画的に遂行されたというよりは、むしろ突発的に、時折、職業訓練や労働を中断させて強行されることがあったようである⁽⁶²⁾。

また、後述するサンジャック岬の収容施設に、とりわけ「精神状態」が良好でないといみなされた大量の労働者が長期にわたって滞在している時には、植民地当局が本国側に送還の一時的な中断を要求することもあった⁽⁶³⁾。このように、フランスにおける船舶不足と、インドシナにおける治安への懸念という本国と植民地双方の事情が作用し、送還事業は結局4年以上におよぶこととなった。

4 サンジャック岬 (Cap Saint-Jacques) での滞在

閉ざされた船舶という空間に1か月もの間労働者を閉じ込めることは、当局にとって大きな懸念材料であった。娯楽を提供し、たばこや菓子といった嗜好品を与えると同時に、輸送部隊による監視が厳しく行われ、演説や集会、歌の合唱などは禁止され、彼らが暴動を起こさないよう、しかし「囚われの身」と感じることはないように注意が払われた⁽⁶⁴⁾。船上では、兵士・民間人、フランス人か否かを問わず他の乗船客と労働者が接触することをできるだけ阻止するよう指示がされたが、それ

(59) 1947年9月までに10万人以上の兵士が投じられた。Dalloz, *La guerre d'Indochine*, op. cit., p.132.

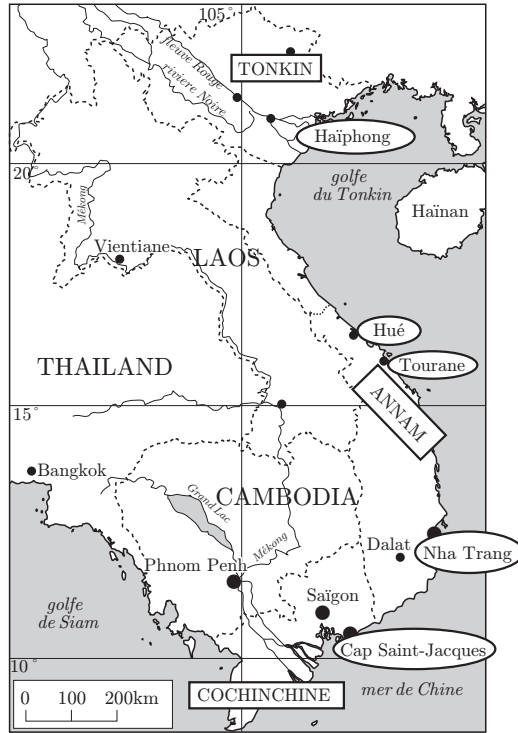
(60) ANOM, HCI, CS2, Lettre du Conseiller aux Affaires sociales au HCI, 20 février 1948.

(61) ANOM, HCI, Conspol 166, Compte rendu de la réunion du 22 juillet 1946, sous la présidence du directeur de l'administration générale et de l'action sociale.

(62) Ha Van Oanh, He Huu Dinh, Nguyen Dinh Duyet, Nguyen San, Trinh Khac Nam, Trinh Xuan Khau の証言。Luguern, *Les travailleurs indochinois requis*, op.cit., p.166, p.183, pp.195–196, p.207, pp.225–226.

(63) ANOM, HCI, CS2, Lettre du Commissaire de la République française en Cochinchine au HCI, 31 décembre 1946.

図1 インドシナ



Jacques Dalloz, *La guerre d'Indochine 1945-1949*, Paris, Éditions du Seuil, 1987 より作成。

でも時おり、フランス人に対する送還者の反仏的な発言がみられた。フランスからインドシナに向かう乗船者の多くは何らかのかたちで植民地支配に関与している人々であり、こうした状況が引き起こす緊張感⁽⁶⁵⁾は以下の発言によく表れている。インドシナ戦争勃発直後の1947年1月に船上で、あるベトナム人労働者がフランス人乗客に対し、「フランス人は我々を奴隷とするために向かうのだろう。私は、我々の国にいすわり、我々を搾取し、我々を奴隷にしようとするフランス人に対して、あらゆることをするつもりだ。」⁽⁶⁵⁾

トンキン、アンナン地方の主要な港湾都市をフランスが完全に制圧する前は、労働者を乗せた全ての船舶は、サイゴンから南東130キロに位置するサンジャック岬（現在のブンタウ）の港に到着した。彼らを一時的に収容するために、1946年4月に既存の兵営を利用してサンジャック岬収容基地（Base de Cap Saint-Jacques：以下、CSJ基地）⁽⁶⁶⁾が創設された。後に、さらに2つの収容施設も整備され、基地内で

(64) ANOM, HCI, CS2, Consignes destinées aux chefs d'escorte militaire des détachements de travailleurs Indochinois embarqués au Cap Saint-Jacques, 15 septembre 1948.

(65) ANOM, HCI, CS1, Rapport du chef d'escadrons Monmasson.

(66) ANOM, HCI, CS2, Lettre du Commandant de la Base de rapatriement de travailleurs indochinois au Directeur général de l'administration du HCI, 18 mai 1946.

最大約 2,500 人を収容することが可能となった。複数の施設を利用することで、接触させたくない集団を分けて収容する意図もあった。CSJ 基地は、諸手当の精算などの事務手続きを行い、故郷に戻る準備が整うまでの間一時的に滞在するための場であった。基本的には、労働者たちは許可なく収容施設から出ることはできなかったが、「監獄や収容所のように感じさせないように」するため、初期のころは、施設の周囲は高さ 1.5 メートルほどの竹の柵で囲われているだけであった。労働者が無断で外部者と接触することは禁じられていたが、⁽⁶⁷⁾ 実際には、付近の住民との接触を完全に阻むことはできなかった。施設内には監視台が設置されていたが、敷地は広く、また、夜には照明もなかったため、監視隊が完全に見張りをするのは困難であった。建物の内部には、労働者たちが集会を行うのを避けるために、⁽⁶⁸⁾ 大部屋ではなく、10 人程度が収容できる仕切りのついた部屋が作られた。

労働者たちの不満を増大させないようにするため、CSJ 基地では比較的十分な食事が与えられた。主食は 1 人 1 日 500 グラムあり、毎回肉や魚も提供されたが、⁽⁶⁹⁾ 労働者たちはここでも、時にハンストを実行するなどして生活条件の改善のために抗議活動を行った。⁽⁷⁰⁾ フランス国内のキャンプで読み書き等の授業が行われていたこともあり、CSJ 基地でも、開設当初は同様の授業が認められていた。しかし、授業のなかで反仏プロパガンダが行われることへの懸念から、これは後に廃止されることとなった。⁽⁷¹⁾

植民地当局にとっての最大の懸念は、フランスに長期間滞在した労働者たちがベトミンに参加し、反仏闘争に加担することであった。CSJ 基地での閉ざされた集団生活のなかで、強い反仏の傾向がなかった者も、仲間の批判を恐れてベトミン支持へ向かうのではないかと恐れていた。⁽⁷²⁾ 多くが 30 代から 40 代となった「フランス帰り」の労働者たちは、ベトミン側には、「近代的」な知識や技術を身につけた有用な人材とみなされていると当局は考えていた。また、労働者たちがフランスで得た賃金や、到着後に支払われた手当などがベトミンの資金源になることも避けなくてはならなかった。⁽⁷³⁾ 実際は、規定の手当を受け取っていない者も多かったのだが、⁽⁷⁴⁾ 「労働者はかなりの額の蓄えをもって」⁽⁷⁵⁾ といううわさが広がっていた。

(67) ANOM, HCI, CS4, Lettre du Lt-Colonel Debarge à l'Administrateur-Maire de la Province du Cap Saint-Jacques, 17 juillet 1947.

(68) ANOM, HCI, CS8, Lettre du Conseiller aux Affaires sociales au HCI, 31 juillet 1947.

(69) ANOM, HCI, CS1, Lettre du Lt-Colonel Debarge au HCI, Conseiller aux Affaires sociales, 2 octobre 1948.

(70) ANOM, HCI, CS7, Déclaration de Tran Cao Thanh.

(71) *Ibid.*

(72) Service historique de la Défense (SHD), 10H336, Rapport au sujet du fonctionnement de la base de débarquement des travailleurs indochinois au Cap Saint-Jacques, HCI, État-Major particulier, 27 juillet 1947.

(73) ANOM, HCI, CS1, Télégramme du HCI au Ministre de la France d'outre-mer, 28 septembre 1948.

(74) Luguern, *Les travailleurs indochinois requis*, op. cit., p.232.

こうした懸念に対し、インドシナ連邦政治弁務官（Commissaire fédéral politique de l'Indochine）のピニョン（L. Pignon）は、彼らの多くは帰国後「目を覚まし」、故郷に戻った後は「穏健中庸な存在となるだろうとの楽観的な見解を述べていたが⁽⁷⁶⁾、実際にはベトミンと労働者の接触は時々みられた⁽⁷⁷⁾。1948年10月までの間に34人がベトミンに加わるためにCSJ基地から脱走した⁽⁷⁸⁾。労働者に対する監視は次第に厳しくなり、当初、収容施設は竹の柵で囲われているだけであったが、1948年3月の「非常に危険な扇動者」の大量送還を前にして、CSJ基地の指揮官は、1,000巻の有刺鉄線と、基地の追加防衛工事を軍に要求した⁽⁷⁹⁾。

「危険分子」とみなされた人物に対して、CSJ基地では厳しい監視が行われ、収容所生活から解放された後も定期的に公安機関に出頭させるような策が講じられたりしたが、この措置は「効果がなく」、「彼らの一部はいとも簡単に拘束を逃れ、反乱の範囲を拡大していく」と、コーチシナ弁務官のドゥ・ラトゥール将軍（de Latour）は述べている。彼はまた、労働者を「囚人収容所に入れてしまうことだけが、彼らがベトミン組織と接触をはかり、反乱に参加するのを防ぐ唯一の方法である」と、解放された後の労働者たちを管理することはもはや不可能であると認識していた⁽⁸⁰⁾。

次第に基地での管理は厳しくなり、労働者たちには1日2回の点呼が課せられ、「侮辱され、閉じ込められている」との印象をもつ者もいた⁽⁸¹⁾。解放後のフランスではある程度 of 自由を享受できていただけにいっそう、CSJ基地での生活は反感をもって捉えられた。「フランスでは我々は大勢の労働者に支えられ、理解されていた。ある程度、集会や通信の自由を享受していた。しかしサンジャック岬では、とても野蛮なモロッコ人の監視下に置かれているのだ⁽⁸²⁾。」この発言にあるように、実際、黒人兵や北アフリカ人兵士も監視にあたっていた。労働者となるべく接触することがないように、彼らは主に基地外での見張りを行うことになってはいたが⁽⁸³⁾、他のフランス植民地からやってきた彼

(75) *Le populaire d'Indochine*, 12 août 1948.

(76) ANOM, HCI, CS2, Note de Pignon pour l'Amiral d'Argenlieu, 20 octobre 1946.

(77) ANOM, HCI, CS1, Lettre du Lt-Colonel Debarge au HCI, 2 octobre 1948.

(78) ANOM, HCI, CS1, Lettre du Général de Corps d'Armée Blaizot au Ministre de la France d'outre-mer (DTI), 19 octobre 1948.

(79) ANOM, HCL, CS1, Lettre du Lt-Colonel Debarge, Commandant de la Base de Débarquement des travailleurs indochinois au Commandant supérieur des Troupes françaises d'Extrême-Orient, 17 mars 1948.

(80) ANOM, HCI, CS1, Lettre du Général de Latour au Général de Corps d'Armée Blaizo et au HCI, 24 août 1948.

(81) ANOM, HCI, CS2, Extrait de la lettre de Doan Huy Cho à Cap Saint-Jacques à Nguyen Nhan du camp des travailleurs indochinois à Mazargue, 8 septembre 1948.

(82) ANOM, HCI, CS1, Lettre du chef de bataillon Arbey au Colonel adjoint au Général commandant, les T.F.C.A., 3 septembre 1948.

(83) ANOM, HCI, CS1, Lettre du Lt-Colonel Debarge au HCI, Conseiller aux Affaires sociales, 2 octobre 1948.

らによる監視は労働者の反発をよぶこともあった。⁽⁸⁴⁾

CSJ 基地の労働者たちは、植民地当局の監視下に置かれていただけではなく、同胞による監視下にもあった。ある労働者は、「アルコールも飲めないし、カードゲームもできない。なぜならこうした行為は国民の不名誉とみなされるから⁽⁸⁵⁾」と述べており、基地内での生活が緊張感をはらむものであったことを示唆している。

インドシナ戦争勃発以降は、送還船の到着後、労働者がフランスから持ち帰った荷物の検査が軍によって厳しく行われるようになった。武器となりうるものの没収が検査の主な目的であったが、ベトミンへの流用を防ぐために薬も没収の対象となり、それらは基地内で使用された。自転車、ミシン、タイプライターなど大型の物品を持ち帰る者もいたが、船から降ろす作業に時間と労力がかかり、また、ベトミン側や闇市に流れる可能性があるため後に禁止された。⁽⁸⁶⁾ 1948 年 8 月に到着した労働者たちの持ち帰った荷物は 1 人平均 49 キロに及んだ。⁽⁸⁷⁾ 時として恣意的に没収が行われ、ボールペン、ライター、懐中電灯、石鹸といった日用品、アルコールなどの嗜好品、反仏的ではない印刷物なども押収されることがあった。本を取り上げられた労働者の抗議に対し、検査官は、「お前たちは、教養を身につけ、我々と戦うために本を読むのだろう」と返答した。⁽⁸⁸⁾ 「貧しい家族を助けるため⁽⁸⁹⁾」持ち帰った品々を取り上げられた労働者は強く抗議をし、植民地当局は、不当な没収行為は労働者との摩擦を引き起こすだけだとして厳しく禁止した。⁽⁹⁰⁾

5 ベトミン支配地区出身者の帰郷

インドシナにおける戦争の拡大によって、トンキン、アンナン地方出身者の帰郷がスムーズにいかなかったこともあり、1948 年 4 月の時点で、650 人の労働者が 15 か月間も CSJ 基地に滞在してい

(84) ANOM, HCI, CS2, Extrait de la lettre d'un Vietnamien au Cap Saint-Jacques à Georgette Nau à Angers, 5 septembre 1948.

(85) ANOM, HCI, CS2, Extrait de la lettre de Doan Huy Cho à Cap Saint-Jacques à Nguyen Nhan du camp des travailleurs indochinois à Mazargue, 8 septembre 1948.

(86) ANOM, HCI, CS1, Lettre du Lt-Colonel Debarge au HCI, Conseiller aux Affaires sociales, 2 octobre 1948.

(87) ANOM, HCI, CS1, Lettre du Lt-Colonel Debarge, au HCI, Conseiller aux Affaires sociales, 17 janvier 1949.

(88) ANOM, HCI, CS2, Extrait de la lettre d'un Vietnamien au Cap Saint-Jacques à Georgette Nau à Angers, 5 septembre 1948.

(89) ANOM, HCI, CS1, Lettre du Président du Gouvernement provisoire du Sud Vietnam, au Commissaire de la République française en Cochinchine, « Requête de M. Nguyen Van Chien », 27 décembre 1948.

(90) ANOM, HCI, CS1, Lettre du Général de Latour, Commissaire de la République française en Cochinchine au Général de Corps d'armée Blaizot, 7 janvier 1949.

⁽⁹¹⁾た。しかし本格的な送還が始まると、基地での収容人数が過剰になることを避けるため、滞在期間をできるだけ短くし、労働者をすみやかに故郷に戻すことが重要となった。コーチシナ出身者以外の者はさらに船で、出身地によって、ニャチャン (Nhatrang)、トゥーラン (Tourane)、ハイフォン (Haiphong) のいずれかの港まで運ばれることとなった (95 頁の地図を参照)。船によっては、サンジャック岬に寄港した後、トンキンやアンナン出身者は上陸させずにそのまま北上し、それぞれの港へ向かう場合もあった。⁽⁹²⁾しかし船舶不足などによって CSJ 基地での滞在は長引きがちであった。⁽⁹³⁾基地での平均滞在日数は、コーチシナ出身者が 12 日、南部アンナンが 18 日、中部と北部アンナンが 33 日であった。⁽⁹⁴⁾帰郷が先延ばしになることで労働者の不満が蓄積することを懸念した当局は、長く滞在している者を新たに到着する者と接触させないようにするなどして、「前からいる人よりも新たに来る人が先に解放されるのをみて、基地での滞在が永遠に続くかのような印象を与える」ことを避けようとした。⁽⁹⁵⁾

最大の問題はベトミン支配地区出身者の帰郷であった。ベトナム全土にはベトミン支配地区とフランス支配地区が入り乱れ、それらの境界は曖昧であり、常に変化していた。フランスは、1947 年初頭には、ニャチャン、トゥーラン、ハイフォンを含む主要都市を掌握し、49 年末には紅河デルタなどの肥沃な重要地域を一応抑えたが、ベトミンの攻撃によって交通は不安定であり、また、農村やジャングルなどの奥地の多くの部分がベトミン支配下にあった。⁽⁹⁶⁾労働者をベトミン支配地区に戻すことは、フランス当局にとって、敵地に戦闘員をみすみす提供することを意味していた。彼らを自立させたうえで、フランス支配地区で生活させることが望ましかったが、帰郷を望む労働者を無理にとどめることはできなかった。⁽⁹⁷⁾

故郷に近い港へと移送された後は、労働者たちの管理はフランス当局の手を離れ、ベトナム地方政府の管理下に置かれることになった。この時期のベトナムには、ホーチミン率いるベトミン政府と、それに対抗するためにフランスが作り上げたベトナム臨時中央政府 (Gouvernement central

(91) ANOM, HCI, CS2, Rapport du Lt-Colonel Debarge, 3 avril 1948.

(92) ANOM, HCI, CS2, Lettre du Conseiller de la République, HCI, aux Commissaires de la République française pour le Tonkin, pour le Centre Annam et pour le Sud Annam, 10 mars 1948.

(93) ANOM, HCI, CS1, Lettre du Général de Corps d'armée Blaizot au Ministre de la France d'outre-mer (DTI), 19 octobre 1948.

(94) ANOM, HCI, CS1, Télégramme du HCI au Ministère de la France d'outre-mer, 22 février 1949.

(95) ANOM, HCI, CS2, Lettre du Conseiller de la République, HCI, aux Commissaires de la République française pour le Tonkin, pour le Centre Annam et pour le Sud Annam, 10 mars 1948.

(96) Dalloz, *La guerre d'Indochine, op. cit.*, pp.140–145.

(97) ANOM, HCI, CS75, Lettre du HCI au Président du Conseil des Ministres du Gouvernement Vietnamien, 1 septembre 1950.

provisoire du Vietnam) が存在していた。1948 年 6 月に発足したこのフランス傀儡政府は短命に終わり、1949 年 6 月には、バオダイを元首とするベトナム国 (État du Vietnam) がフランスの支援によって成立した。北部、中部、南部の三地域の地方政府にはそれぞれベトナム人知事 (gouverneur) がいて、ベトナム人による行政機構が整備されたが、地方においても実質的な権限はフランスの連邦諸機関が握っていた。⁽⁹⁸⁾

各地のベトナム地方政府は、送還された労働者を受け入れるための委員会を創設し、彼らを故郷に戻したり、仕事を与えたり、一時的に居住センターに収容したりした。⁽⁹⁹⁾ ここでも問題はベトミン支配地区出身者の帰郷であり、北ベトナム知事 (Gouverneur du Nord Vietnam) は、収容が長引くことになる彼らをフランスから送還することに強く反対した。⁽¹⁰⁰⁾ ベトミン支配地区出身者も、希望すればそのままフランス支配地区で仕事をみつけ定着することができたが、大部分は帰郷を望んでい⁽¹⁰¹⁾ た。1948 年 3 月にニャチャンに到着した 168 人の労働者は全員ベトミン支配地区の出身であり、そのうちフランス支配地区に残ることを希望したのは約 30 人だけであつた。⁽¹⁰²⁾ 帰郷を望む者は、軍が、接近可能なベトミン支配地区との境界まで陸路で彼らを運んだり、出身地が沿岸部に近い場合は、監視船によって 10 人から 12 人ずつ途中まで運び、その後ベトミン支配地区で活動する小型帆船に引き渡したりする方法がとられた。⁽¹⁰³⁾ しかし実際は、自力で故郷まで帰った労働者もいたようである。あるベトナム人は、フエから出身村まで、森を越えて 1 か月かけてたどり着いたと証言している。⁽¹⁰⁴⁾

HCI (インドシナ高等弁務官庁) が直接管理している CSJ 基地よりも、ベトナム地方政府の管轄下にある各地の居住センターは監視が甘く、1948 年 3 月にニャチャンに到着した 168 人の労働者のうち、3 日間で 56 人がベトミンに加わるために脱走した。⁽¹⁰⁵⁾ フエでは、1948 年 7 月 24 日から 25 日にかけての夜間、25 人の労働者がベトミンに追従して姿を消した。同年 9 月には、同じくフエで 46 人が行方不明になっている。こうした相次ぐ「脱走」を前に HCI は、ベトナム地方政府に、労働者の監視や管理を適切に行うように強く要請した。⁽¹⁰⁶⁾ このように、フランスに抵抗するためにベトミン

(98) よって、これらベトナム地方政府の統治下にある地域も「フランス支配地区」と表記する。

(99) ANOM, HCI, CS1, Lettre du Général de Corps d'armée Blaizot au Ministre de la France d'outre-mer (DTI), 19 octobre 1948.

(100) ANOM, HCI, CS1, Lettre du Ministre d'État, Gouverneur du Nord Vietnam au Commissaire de la République au Tonkin, 27 août 1948.

(101) ANOM, HCI, CS1, Lettre du Commissaire de la République pour l'Annam au HCI, 15 février 1949.

(102) ANOM, HCI, CS2, Lettre du Commissaire de la République pour le Sud-Annam au Conseiller de la République, 29 mars 1948.

(103) ANOM, HCI, CS1, Télégramme du Commissaire de la République pour le Tonkin au HCI, 20 février 1949.

(104) Nguyen Dinh Duyet の証言。Luguern, *Les travailleurs indochinois requis*, op.cit., p.195.

(105) ANOM, HCI, CS2, Lettre du Commissaire de la République pour le Sud-Annam au Conseiller de la République, 9 avril 1948.

に参加する労働者がいたが、その一方で、ベトミンに「対仏協力者」とみなされることをおそれて、⁽¹⁰⁷⁾ 帰郷後は、自らのフランス滞在の経歴を隠して生活した者も存在した。

6 社会への再適応

フランス滞在中にフランス人の生活をかいま見ることもあった労働者たちが祖国に戻って強く認識したのは、インドシナとフランスの圧倒的な格差であった。あるベトナム人はフランスにいる友人に宛てた手紙のなかで、「道の両側に並ぶ半分崩れかかったわらぶき小屋」のなかで床に横たわる「腹を空かせ、かさかさの肌をした幼い子供」について触れ、「フランスでは子供たちが14歳まで学校に通っているのを目にした後では、祖国で10歳にも満たない子供たちが水牛の世話をし、その肩に、自分よりも4、5倍もある牧草をかついでいるのを見て、何かを考えずにはいられないだろう」と述べている。⁽¹⁰⁸⁾ このように、フランスでの生活を経験して故郷に戻ってきた労働者が、「怒りを抱えた者」、あるいは「落伍者」とならないように社会に受け入れることが必要であると植民地当局は認識していた。⁽¹⁰⁹⁾ 彼らは物質的・精神的な配慮をするべき「放蕩息子」のように扱わなくてはならないが、いつまでも「甘やかされた子供」のように扱ってはならず、できるだけ早く労働につかせ、「8年間もの間、マットレスの上で眠り、フランス風の食事をしてきた」彼らを祖国に再適応させ、自立させるべきだと考えられた。⁽¹¹⁰⁾

植民地当局は、労働者を農業や商工業、行政機関などで積極的に雇用するよう、企業や関連機関に働きかけた。⁽¹¹¹⁾ 彼らの技術や資質に見合った仕事をあてがうために雇用配置委員会が作られ、⁽¹¹²⁾ また、コーチシナにおいては、他の一般労働者たちと能力が同等ならば、送還労働者を優先的に雇用することが定められた。⁽¹¹³⁾

(106) ANOM, HCI, CS1, Lettre du Chef de la Sûreté fédérale en Annam au Commissaire de la République pour l'Annam et au Directeur de la Police et de la Sûreté fédérale, 17 septembre 1948.

(107) Ha Muoi の証言。Luguern, *Les travailleurs indochinois requis*, op. cit., pp.163–164.

(108) ANOM, HCI, CS2, Extrait de la lettre d'un Vietnamien au Cap Saint-Jacques à Georgette Nau à Angers, 5 septembre 1948.

(109) ANOM, HCI, Conspol 166, Compte rendu de la réunion du 22 juillet 1945, sur la coordination des mesures à prendre en vue des prochains rapatriements d'ONS et de tirailleur indochinois, sous la présidence de M. Erard, Directeur de l'administration générale et de l'action sociale.

(110) ANOM, HCI, CS8, Lettre du Lt-Colonel Debarge au HCI, Conseiller aux Affaires sociales, 8 mai 1948.

(111) ANOM, HCI, Conspol 166, Lettre du Commissaire de la République en Cochinchine au HCI, 16 février 1946.

(112) ANOM, HCI, CS5, Note pour le HCI, 31 juillet 1946.

HCI の参事官は以下のように述べている。「(彼らが仕事を見つけることは——筆者注) 熟練であれ非熟練であれ、労働力が不足している以上、比較的容易であろう。彼らの多くは、フランスで木工・金属工場や製糸・織物工場などで働き、技術を身につけた。こうした専門技術によって、トンキンで成長しつつある産業、たとえば、炭鉱企業や、ハイフンのセメント企業やナムディンの綿紡績業などにおいて雇用は開かれているであろう。」⁽¹¹⁴⁾ 実際、労働者のなかには、フランスでの労働経験や職業訓練を活かした仕事に就くことができた者もいた。⁽¹¹⁵⁾ しかし概して、このような植民地当局の楽観的な認識とは裏腹に、彼らを労働市場において活用することは容易ではなかった。

1947 年 6 月には、ハイフォン港で労働者を雇用することが検討されたが、多数の拒否に遭い、また、身体状態も適していないと判断されたため、この雇用計画は頓挫した。⁽¹¹⁶⁾ ハイフォンではほかに、ベトナム地方政府によって、居住センターに滞在する労働者たちの雇用が図られたが、技術不足や、結核などの病気、そして給与への高い要求などによって容易にはいかなかった。⁽¹¹⁷⁾ サイゴンのチョロン地区でも、衛兵や公園の見張り、機械工、ペンキ塗りなど、さまざまな職に労働者を従事させようとしたが、給与に対して不満を示したり、与えられた仕事を拒否したりする労働者が多かった。⁽¹¹⁸⁾ ベトナム人のハイフォン市長は、「フランス帰りは、健康上の理由からどんな軽い労働でもやりたがらない。ただで食わせてもらえる権利があると主張している」⁽¹¹⁹⁾ と苛立ちを示している。

このような「フランス帰り」の労働者は、仏植民地であるニューカレドニアやニューヘブリデスに戦前に労働者として連れて行かれ、戦後に送還されたベトナム人に比べ、ずっと扱いにくいと認識されていた。「フランス組」よりも前に出発し、10 年以上故郷を離れていたベトナム人のうち 1,276 人が 1948 年半ばまでにインドシナに戻ったが、彼らの態度は「フランス帰り」よりも「ずっときちんとして」おり、「労働者として働いたり、かつての仲間と一緒に小商いを営んだり」して、さほど問題なく社会に適応しているとみなされていた。したがって、祖国を離れていた年数ではなく、フ

(113) ANOM, HCI, CS2, Arrêté du 4 Novembre, instituant à Saigon un comité pour le reclassement des Cochinchinois rapatriés de France.

(114) ANOM, HCI, CS1, Lettre du Conseiller de la République du HCI au Commissaire de la République française pour le Tonkin, 22 septembre 1948.

(115) Trinh Xuan Khau の証言。Luguern, *Les travailleurs indochinois requis*, op. cit., p.225.

(116) SHD, 10H336, Lettre du Conseiller de la République, HCI, au Commandant provisoire des Forces terrestres d'Extrême Orient, 16 août 1947.

(117) ANOM, HCI, CS1, Lettre du Maire de la ville Haiphong au Conseiller pour la ville de Haiphong, 25 août 1948.

(118) ANOM, HCI, CS5, Procès-verbal de la réunion du 28 septembre 1948 du comité régional de réception des travailleurs ONS rapatriés.

(119) ANOM, HCI, CS1, Lettre du Général de Corps d'armée Blaizot au Ministre de la France d'outre-mer (DTI), 19 octobre 1948.

ANOM, HCI, CS1, Lettre du Maire de la ville Haiphong au conseiller pour la ville de Haiphong, 25 août 1948.

ランス本国での特殊な滞在経験が問題なのであると考えられた。⁽¹²⁰⁾

労働者の健康状態も雇用を妨げる一因となっていた。気候も食事も大きく異なるフランスでの長期にわたる生活や、長い渡航の間に、一部の労働者は結核などにかかり健康を害していた。1947年初頭に、CSJ 基地の過剰収容を緩和するためにも、事前の身体検査をせずに、軍が強引に 269 人の労働者を軍の運搬業務に雇用するためにトゥーランに移送したが、その大半が肉体労働には不適合であると判明し、結局 41 人だけが残された。⁽¹²¹⁾このように、労働者の雇用を促進しようとする当局にとって、彼らの健康状態は大きな問題の 1 つではあったが、同時に、不健康な労働者はベトミンの軍事活動にも適さないと考えられたため、たとえ彼らがベトミン支配地区出身者であっても、当局はさほど懸念することなく帰郷させることができた。⁽¹²²⁾

労働者の雇用は、彼らの社会統合を図るためだけではなく、インドシナにおける労働力不足を補うためでもあった。プランテーションや炭坑など、植民地経済を支える重要産業における労働者不足はとりわけ深刻であった。植民地当局は良質な無煙炭を産出するホンゲイ炭鉱での働き手を送還された労働者たちから募ったが、希望者はみつからなかった。⁽¹²³⁾ゴムプランテーションにおいては特に労働者不足が顕著であった。1945 年以前には 10 万人に上ったプランテーション労働者は、戦後、23,000 人に激減していた。⁽¹²⁴⁾ゴムプランテーションはフランス資本と植民地主義の象徴であるとみなされ、ベトミンが頻繁に攻撃し、破壊、放火、略奪を繰り返したため、たとえベトミンを支持していなくとも、労働を希望する者は少なかったのである。⁽¹²⁵⁾

送還労働者を大規模に雇用するためには、前述した「代表者」の同意を取り付ける必要があった。代表者は帰国後においても労働者たちの間で指導的な役割を果たしており、収容施設内で植民地当局が彼らを介さずに労働者と接触・交渉をすることは困難であった。1947年初頭にプランテーション労働のために 3,200 人を確保する必要に迫られた植民地当局は、その一部を CSJ 基地の労働者から調達しようと試みた。そのために、ベトナム語を流暢に話す労働査察官のルーニ（Rougni）が基地に送られた。彼は、初めは直接労働者たちと話をすることができ、安全がまだ確保されていない故郷に戻るよりは、プランテーションで働き、そこに家族を呼び寄せることも可能であると彼らを

(120) ANOM, HCI, CS1, Lettre du Général de Corps d'armée Blaizot au Ministre de la France d'outre-mer (DTI), 19 octobre 1948.

(121) ANOM, HCI, CS3, Note du Commissaire fédéral aux Affaires politiques pour le HCI, 20 avril 1947.

(122) ANOM, HCI, CS8, Lettre du Général de division Valluy, Commandant supérieur des Troupes françaises en E.O. au HCI, 17 février 1947.

(123) ANOM, HCI, CS3, Lettre du Conseiller aux Affaires sociales au Directeur général de la Société française de Charbonnages du Tonkin à Hongay, 10 décembre 1947.

(124) ANOM, HCI, CS75, Lettre du HCI au Ministre de la France d'outre-mer, 12 mai 1950.

(125) Marianne Boucheret, “Les plantations d'hévéas en Indochine (1897–1954)”, Thèse de doctorat, Université Paris 1, 2008, pp.526–531.

説得した。話を聞いた多くの労働者が働く意思を示したが、結局、代表者はこれを認めず、それ以降、ルーニが代表者抜きに労働者と接触することは不可能となった。代表者は拒否の理由として、前述した、軍によるトゥーランへの労働者の強引な動員に対する抗議だと述べた。⁽¹²⁶⁾このように、労働者の社会統合と労働力確保のために植民地当局が行った雇用政策は、インドシナ送還後においても難儀を極めたといえよう。⁽¹²⁷⁾

7 財政負担をめぐる摩擦

前述したように、フランス本国において、ベトナム人労働者の維持・管理に関わる財政負担が問題とされたが、送還後も、彼らの維持や CSJ 基地の運営はフランスにとって大きな負担であった。フランスでは、食費・住居費や諸手当などを合計すると、1日1人あたり約10ピアストル（175フラン）が計上されていたが、CSJ 基地滞在中には7.95ピアストル（139フラン）が必要とされ、その差額はそれほど大きなものではなかった。⁽¹²⁸⁾労働者への手当として、航海中が1日60フラン、到着後45日間までは1日10フランが本国予算から、それ以降は1日10フランがインドシナ連邦予算から支払われた。⁽¹²⁹⁾

CSJ 基地の運営費用は、1946年には約675,000ピアストルであったが、1948年には2,900,000ピアストルとなり、インドシナの予算監査のために本国から派遣されたガイエ（Gayet）は、この支出に関して強い不満を示している。その批判の矛先はとりわけ、基地の最高責任者であるドゥバルジュ（Debarge）に向けられた。施設を拡大し、人員を増大し、「かなりの年寄で大家族を同伴」する医師をわざわざ基地専従として本国から呼びよせるような「無駄遣い」をしてきた彼の運営方針を強く批判し、基地を「無気力な保養地」とみなし、彼の解任を要求している。⁽¹³⁰⁾1950年2月には、CSJ 基地の資金不足により、基地に滞在している1,000人ほどの労働者の食費、彼らの動員解除手当や職員への給与の支払いが滞る状態にまで陥った。⁽¹³¹⁾

労働者たちを CSJ 基地から退去させ、職を与えて自立を促し、あるいは出身地に応じてトンキンやアンナンの居住センターに送りベトナム地方当局の管理下に置くことには、フランスの財政負担

(126) ANOM, HCI, CS3, Lettre du contrôleur du travail au Directeur fédéral de l'administration générale et de l'action sociale, 20 mars 1947.

(127) SHD, 10H336, Rapport au sujet du fonctionnement de la base de débarquement des travailleurs indochinois au Cap Saint-Jacques, HCI, État-Major particulier, 27 juillet 1947.

(128) ANOM, HCI, CS8, Note du Conseiller aux Affaires sociales pour le HCI, 6 août 1947.

(129) ANOM, HCI, CS2, Lettre du Conseiller aux Affaires sociales au Conseiller financier, 17 juillet 1947. 参考までに、1949年のサイゴンの平均的労働者の賃金は1日12ピアストルであった。

(130) ANOM, HCI, CS9, Lettre de l'Inspecteur général des Colonies au Président du conseil, État-major de la Défense nationale et au Ministre de la France d'outre-mer, 31 juillet 1949.

(131) ANOM, HCI, CS75, Lettre du Lt-Colonel Debarge au HCI, 23 février 1950.

を軽減する意味もあった。⁽¹³²⁾各地の居住センターでの滞在は最大3か月と決められ、その後は自立するか故郷に戻るようになっていたが、センターでの滞在費用はベトナム地方政府が負担することになっていた。地方のセンターに収容された労働者たちは、ここでもよりよい「待遇」を求めてさまざまな要求を管理側に突き付けており、⁽¹³³⁾労働者の維持にかかる費用はベトナム地方政府にとっても重い負担となった。

ハイフォンでは、収容施設として精米所が利用されるなど既存の施設が活用されたが、ベトナム人市長は、予算、場所、人員の不足をフランス側に訴え、他の都市にもセンターを増設することを要求した。また、労働者の維持にかかる費用をベトナム地方政府が負担することに対して異議を唱え、彼らを最終的に出身地まで戻すためにかかるすべての費用は、フランスが支出すべきであると主張した。さらに彼は、労働者の多くは重労働には適さないばかりか、ほとんどが「文無し」であると訴えている。これに対してフランス側は、彼らに蓄えがないというのは「まったくのでたらめ」であると反論し、労働者の維持に関わる財政問題をめぐって両者の間に摩擦がみられる。⁽¹³⁴⁾北ベトナム知事もまた、労働者を収容施設で管理することが地方政府にとって大きな負担となっているとし、彼らを出身村まで戻す費用は本国が負担し、また、インドシナに送還するのは、フランス支配地区出身者だけにすべきであるとフランス側に要請している。しかし、フランス側が受け取ったこの書簡には、「これらの予算は当然ながらフランス政府予算によって担われるべき」のくだりに強い二重ラインが引かれクエスチョンマークが記されており、フランス側の反発が見て取れる。⁽¹³⁵⁾

1950年1月には中部ベトナム知事（Gouverneur du Centre Vietnam）も、「我々の予算はこれらの支出を想定していない」として、帰郷までの全費用をフランスが負担することを求める書簡を中部ベトナムフランス弁務官に送っている。⁽¹³⁶⁾要求を受けた弁務官は、HCIに対して、ベトナム地方当局がベトミン地区出身者を陸路で移送していることの問題を指摘し、フランス側が費用を負担して海路で帰郷させることを提案した。しかし結局、HCIは、トゥーラン港まで移送された労働者たちに対して、移送費と、故郷に戻るまでの10日分の滞在費として計750ピアストルを支払うが、それ以上のさらなる費用に関してはフランス側は一切負担しないと通告した。その一方で、ベトミン支配地区出身者の帰郷は、ベトミンに「無視しえない援軍」を提供する危険につながるとして、彼

(132) ANOM, HCI, CS1, Lettre du Conseiller de la République du HCI au Commissaire de la République française pour le Tonkin, 22 septembre 1948.

(133) ANOM, HCI, CS1, Lettre du Maire de la ville Haiphong au Conseiller pour la ville de Haiphong, 25 août 1948.

(134) *Ibid.*

(135) ANOM, HCI, CS1, Lettre du Ministre d'État, Gouverneur du Nord Vietnam au Commissaire de la République au Tonkin, 27 août 1948.

(136) ANOM, HCI, CS75, Lettre du Gouverneur du Centre Vietnam au Commissaire de la République pour le Centre Vietnam, 13 janvier 1950.

らをできるだけフランス支配地区にとどめておくよう要請している。⁽¹³⁷⁾これに対しベトナム側は、そのためには費用が必要であるとして反発し、植民地当局に再度検討を促している。⁽¹³⁸⁾

このように、各地方に移送された労働者の維持費用に関して、しばしばフランス側とベトナム地方当局の間で摩擦があっただけでなく、フランス当局内部においても意見の相違がみられた。フランス人行政官のなかには、費用の全負担はフランスが行うべきであるとする者や、財政負担を軽減するためにも、たとえベトミン地区出身者であっても速やかに帰郷させるべきだと主張する者もいたが、⁽¹³⁹⁾結局植民地当局は、地方における関連費用をベトナム当局に負担させる方針を変えなかった。こうした姿勢に対してベトナム側は反発し、1950年6月に、ニャチャンに上陸予定の23人のベトミン支配地区出身者をめぐって、ニャチャンを省都とするカインホア省の省長は、彼らを上陸・滞在させることは財政負担となるとして、サンジャック岬から直接彼らの出身地に近い沿岸の町まで移送するよう、フランス側に要請した。⁽¹⁴⁰⁾

1950年8月に最後の大規模な送還が行われ、9月にはCSJ基地が閉鎖されることになった。まだ約1,500人の労働者がフランスに残っており、彼らの送還は、閉鎖後2年間はフランスの費用によって行われることになった。⁽¹⁴¹⁾植民地当局は再度ベトナム側に対し、送還事業のために「フランス国家がしてきた重い負担」を強調し、「これ以上を国家予算に求めることはできない」として、基地閉鎖後の財政負担を否定している。⁽¹⁴²⁾そればかりか、基地閉鎖後は、労働者に関する書類の管理を、人員の確保と文書保存の煩雑さを理由に行わないことを決定した。ベトミン支配地区出身者がフランス支配地区の行政機関で職を得るためには、出生証明書などの書類を提出することが必要であったが、彼らにとっては、本国に徴用されていたことの証明書がこうした書類の代わりとなるものであった。フランスは、彼らがフランス支配地区で労働し、定着することを望みながらも、自らその道を閉ざしたのである。⁽¹⁴³⁾

(137) ANOM, HCI, CS75, Lettre du HCI au Commissaire de la République dans le Centre Vietnam, 4 avril 1950.

(138) ANOM, HCI, CS75, Lettre du Président du Gouvernement vietnamien au HCI, 30 juin 1950.

(139) ANOM, HCI, CS75, Lettre du Commissaire de la République au Tonkin au HCI, 31 janvier 1949.

(140) ANOM, HCI, CS9, Lettre du chef de la province Khanh Hoa au Délégué pour le Sud du Commissaire de la République dans le Centre-Vietnam, 22 juin 1950.

(141) ANOM, HCI, CS79, Lettre du HCI au Ministre de la France d'outre-mer (Service central des Travailleurs Indochinois), 2 août 1950. 閉鎖以降の送還は散発的で小規模であり、たとえば、1950年10月には13人、12月には6人という具合であった。ANOM, HCI, CS79, Note pour le Secrétaire général du HCI.

(142) ANOM, HCI, CS75, Lettre du HCI au Président du conseil des ministres du Gouvernement vietnamien, 1 septembre 1950.

おわりに

第二次世界大戦終結後、ベトナム人労働者の祖国への送還は、フランス政府にとって残された戦後処理の1つであり、また、6年におよぶフランス滞在を強いられた労働者の大半にとっても切実な願いであった。フランスがベトミン政府との対決姿勢を明確にし、ベトナムの独立を阻むためにインドシナへの再侵略を開始すると、多くの労働者はこれに反発し、反仏傾向を強めていき、彼らをフランス国内で管理するにあたってさまざまな問題が生じていった。送還を待つ労働者に雇用や職業訓練の機会を与えて、フランス経済と将来のインドシナ産業に「活用」しようとする試みも、労働者・雇用側双方の理由によって順調にはいかなかった。彼らの維持にかかる財政負担も問題となり、フランス政府は彼らのすみやかな送還を望んだが、インドシナ戦争の勃発による船舶不足や現地での戦闘拡大によって送還事業は長引くこととなった。とりわけベトミン支配地区出身者の帰郷が大きな問題であり、フランスは、彼らが帰国後ベトミンに加担し、反仏闘争に参加することを恐れていた。植民地当局はその点を最も懸念し、労働者の「厄介払い」をしたい本国政府と、彼らの送還がインドシナにおいて引き起こす問題を避けたい植民地当局の間には意見の相違がみられた。また、送還後は、労働者の維持管理にかかる負担を軽減したい植民地当局が、今度は労働者を「厄介払い」するために、フランス支配地区にあるベトナム地方政府に彼らの管理を押し付けることとなった。労働者の管理の強化を要求する一方で、さらなる財政負担を拒否するフランス側に対してベトナム側は強く反発し、両者の間ではしばしば摩擦がみられた。

フランスの戦争経済に貢献させるために動員し、戦争によって長期にわたるフランスでの滞在を余儀なくされたベトナム人労働者を故郷に戻すという、フランスが行うべき当然の行為は、フランスのインドシナ支配への執着と、それに対するベトミンの激しい抵抗によって強い政治性をおびた困難な問題となり、労働者たちに対するさらなる抑圧を引き起こすこととなった。そして諸アクター間のさまざまな対立をも生み、インドシナ再侵略をはかるフランス自身に、厄介な問題として戻ってきたのである。本国が遂行する戦争に植民地住民を動員するという、いわば帝国の「結束」を目指す政策の清算に、戦後フランスは多大な労力を払うこととなり、植民地再支配の試みへの足枷となったといえよう。

(143) ANOM, HCI, CS75, Lettre du chef du service central d'Action sociale au directeur de cabinet du HCI, 3 janvier 1951.

要旨: 第二次世界大戦の勃発を前にして、フランスは約 2 万人の労働者をインドシナから徴用した。戦後、彼らを祖国に戻すことがフランス新政府にとって喫緊の課題となるが、インドシナ戦争の勃発により、送還事業はさまざまな困難に直面することとなった。本国が遂行する戦争に植民地住民を動員するという、いわば帝国の「結束」を強化する政策の清算に、戦後フランスは多大な労力を払うこととなり、植民地再支配の試みへの足枷となったのである。

キーワード: フランス、インドシナ、ベトナム人労働者、送還、第二次世界大戦